

# JCB加盟店規約改定のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はJCBカードのお取り扱いに格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

このたび、JCBグループでは、2018年6月1日(金)付けでJCB加盟店規約を改定します。

主な改定内容を以下のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願いします。

末筆ではございますが、貴店のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

## JCB加盟店規約改定の目的

### 1 割賦販売法の改正\*への対応

カード会社やクレジットカードを取り扱う加盟店様に適用される「割賦販売法」\*が改正され(改正後の割賦販売法を、以下「改正割賦販売法」といいます。)、本年6月1日より施行されることとなりました。この法改正は、クレジットカード取引のセキュリティの向上を目的としており、この法改正にあわせて、経済産業省より公表された「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」を踏まえ、加盟店様と当社間のJCB加盟店規約について、カード番号等の情報の取り扱いや、不正利用防止のために必要となる規定を追加するなどの改定が必要となりました。

### 2 分かりやすさの向上

決済サービスの多様化に伴い、クレジットカードの他、QUICPay™(クイックペイ)や各種電子マネーなど、複数の決済サービスを導入いただけるようになりました(当社所定の手続きおよび審査が必要な場合がございます。)。分かりやすさの向上のため、現在、決済サービスごとに定めている加盟店規約について、内容が重複する条文をまとめ、各決済サービスによって異なる内容を特約とする構成に変更しました。

\* 割賦販売法の改正により、加盟店様は、クレジットカード番号等の適切な管理、決済端末のIC対応、不正利用防止のためのセキュリティ対策を講じることが義務づけられることになりました。

詳しくは、一般社団法人日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

<https://www.j-credit.or.jp/>

# 店頭販売の加盟店様

## 1 割賦販売法の改正への対応

割賦販売法改正への対応のため、JCB加盟店規約を次のとおり改定します。

	主な改定内容	JCB加盟店規約 該当条項
1	加盟店様から両社に申告していただく必要がある次の事項等について、真実であることを表明保証していただく規定等を追加しました。 ●クレジットカード番号等の適切な管理等を遵守するための体制を構築済みであること ●特定商取引法の禁止行為に該当する行為を行っていないこと等 ●消費者契約法の取消行為に該当する行為を行っていないこと等	第1条(総則)第3項～第5項
2	改正割賦販売法に則した規約に必要な用語の定義を追加しました。 ●ICカード・PCIDSS・実行計画・法人番号	第2条(用語の定義) 第5項、第29項～第31項
3	加盟店様から届け出いただく情報を追加し、また、加盟店様からの届け出がない情報であっても、両社が適正な方法で取得した情報により届出事項の変更があると判断した場合は、加盟店様から変更届出があったものとして取り扱う場合があることを規定しました。	第5条(届出事項の変更) 第1項、第4項
4	加盟店様がカードに関する業務を第三者に委託する場合における委託先(業務代行者)の管理義務を追加しました。	第7条(業務の委託)、第27条(カードに関する情報等の機密保持)第5項
5	加盟店様にカードセキュリティに関する実行計画を遵守していただく規定を追加しました。 *「実行計画」とは、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」のことをいいます。 *実行計画は、1ページに記載の一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載されています。	第9条(信用販売の方法) 第8項等
6	カードの不正利用があった場合の対応(加盟店様による調査、是正・再発防止策の策定・実施、報告等)等を規定しました。	第13条(カードの不正利用等)、第4項、第5項
7	加盟店様に当社またはJCBによる調査にご協力いただく範囲を拡充しました。	第19条(調査協力、資料の提出等) 第1項(5)、(7)、(8)、第6項
8	立替払契約の取消または解除事由として、IC取引ではない方法でICカードを取り扱った場合で、会員から利用覚えがないうむねの申出があったときを追加しました。	第20条(立替払契約の取消または解除等)(13)
9	両社が収集および利用等を行う加盟店様の情報に法人番号等を追加しました。	第22条(情報の収集および利用等) 第1項(1)①
10	加盟店様がカード番号等の情報を保有することが許容される場合であっても、当社またはJCBからの求めに対応していただく場合があること、および、カード番号等の漏えいや目的外利用が発生した際の対応等に関する規定を追加しました。	第27条(カードに関する情報等の機密保持)第3項、第8項～第11項
11	当社またはJCBが、加盟店様に対して、業務改善のための適切な措置をとるための規定を追加しました。	第28条(是正改善計画の策定と実施)

規約・特約および本ご案内中の「当社」は加盟店様との契約当事者であるカード会社(JCBグループ会社)を指します。「両社」は当社およびJCBを指します。加盟店様との契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約・特約および本ご案内中の「当社」「両社」「当社またはJCB」は「JCB」と読み替えます。

## 2 分かりやすさの向上

分かりやすさ向上のため、決済サービスごとの加盟店規約を次のとおり改定します。

### ①クレジットカードに関する規約

	主な改定内容	JCB加盟店規約 該当条項
1	端末機の修理、修復等の費用負担について明確にしました。	第3条(加盟店)第8項、第4条(費用負担等)
2	信用販売の方法、信用販売の取消方法を明確にしました。	第9条(信用販売の方法)、第16条(信用販売の取消し)、規約末尾の表
3	信用販売の停止等について明確にしました。	第29条(信用販売の停止等)第2項

### ②QUICPay™(クイックペイ)などポストペイ型の決済サービスに関する規約・特約

	変更前	変更後	変更内容
1	QUICPay加盟店規約	「JCB加盟店規約」に集約しました。	クレジットの「JCB加盟店規約」に含めて規定しました。その他は、 <b>加盟店様における取扱方法や手続きなどに変更はございません。</b> なお、「J/Speedy」(ジェイスピーディー)はその名称が「JCB Contactless」(ジェーシービーコンタクトレス)に変更になりました。
2	iD加盟店規約 ※iDの新規契約は終了しております。		
3	NFCペイメントに関する特約		

### ③電子マネー(交通系電子マネー・nanaco・楽天Edy・WAON)に関する規約

	変更前	変更後	変更内容
1	JCB交通系電子マネー加盟店規約	電子マネー取扱加盟店特約	4種の規約を1つに集約する変更を行いました。また、JCB加盟店規約の特約とすることによって、共通する内容はJCB加盟店規約に集約することとしました。 なお、nanacoに関する、当社、加盟店様および会員様の三者間の決済に関する契約構成は、これまでの「立替払契約」から「免責的債務」に変更となります。 その他は、 <b>加盟店様における取扱方法や手続きなどに変更はございません。</b>
2	JCB電子マネー加盟店規約(nanaco版)		
3	Edy間接加盟店規約		
4	WAON加盟店規約		

### ④JCBギフトカードに関する規約

	変更前	変更後	変更内容
1	JCBギフトカード加盟店規約	JCBギフトカード取扱加盟店特約	ギフトカード専用の規約を「JCB加盟店規約」の「特約」に変更し、共通する内容はJCB加盟店規約に集約することとしました。 なお、 <b>加盟店様における取扱方法や手続きなどに変更はございません。</b>

### ⑤その他の規約・特約

タクシー業態の加盟店様に適用される特約、旅行業の加盟店様に適用される特約、その他特約も改定を行っておりますので、詳しくは各種特約をご確認ください。

# 通信販売の加盟店様

## 1 割賦販売法の改正への対応

割賦販売法改正への対応のため、JCB通信販売加盟店規約を次のとおり改定します。

	主な改定内容	JCB通信販売加盟店規約 該当条項
1	加盟店様から両社に申告していただく必要がある次の事項等について、真実であることを表明保証していただく規定等を追加しました。 ●クレジットカード番号等の適切な管理等を遵守するための体制を構築済みであること ●特定商取引法の禁止行為に該当する行為を行っていないこと等 ●消費者契約法の取消行為に該当する行為を行っていないこと等	第1条(総則)第3項～第5項
2	改正割賦販売法に則した規約に必要な用語の定義を追加しました。 ●PCIDSS・実行計画・法人番号	第2条(用語の定義) 第23項～第25項
3	加盟店様からお届け出いただく情報を追加し、また、加盟店様からのお届け出がない情報であっても、両社が適正な方法で取得した情報により届出事項の変更があると判断した場合は、加盟店から変更届出があったものとして取り扱う場合があることを規定しました。	第5条(届出事項の変更) 第1項、第4項
4	加盟店様がカードに関する業務を第三者に委託する場合における委託先(業務代行)の管理義務を追加しました。	第7条(業務の委託)、第31条(カードに関する情報等の機密保持)第5項
5	加盟店様にカードセキュリティに関する実行計画を遵守していただく規定を追加しました。 *「実行計画」とは、クレジットカードセキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」のことをいいます。 *実行計画は、1ページに記載の一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載されています。	第12条(通信販売の方法) 第4項等
6	カードの不正利用があった場合の対応(加盟店様による調査、是正・再発防止策の策定・実施、報告等)等を規定しました。	第16条(カードの不正利用等)、第3項～第5項
7	加盟店様に当社またはJCBによる調査にご協力いただく範囲を拡充しました。	第22条(調査協力、資料の提出等) 第1項(5)、(7)、(8)、第6項
8	両社が収集および利用等を行う加盟店様の情報に法人番号等を追加しました。	第26条(情報の収集および利用等) 第1項(1)①
9	加盟店様がカード番号等の情報を保有することが許容される場合であっても、当社またはJCBからの求めに対応していただく場合があること、および、カード番号等の漏えいや目的外利用が発生した際の対応等に関する規定を追加しました。	第31条(カードに関する情報等の機密保持)第3項、第8項～第11項
10	当社またはJCBが、加盟店様に対して、業務改善のための適切な措置をとるための規定を追加しました。	第32条(是正改善計画の策定と実施)

規約・特約および本ご案内中の「当社」は加盟店様との契約当事者であるカード会社(JCBグループ会社)を指します。「両社」は当社およびJCBを指します。加盟店様との契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約・特約および本ご案内中の「当社」「両社」「当社またはJCB」は「JCB」と読み替えます。

## 2 分かりやすさの向上

分かりやすさ向上のため、JCB通信販売加盟店規約を次のとおり改定します。

	主な改定内容	JCB通信販売加盟店規約 該当条項
1	端末機の修理、修復等の費用負担について明確にしました。	第3条(加盟店) 第7項、第4条(費用負担等)
2	通信販売の方法、通信販売の取消方法を明確にしました。	第12条(通信販売の方法)、第19条(通信販売の取消)
3	通信販売の停止等について明確にしました。	第33条(通信販売の停止等)第2項